令和5年度広島県海外スタートアップ等連携実証プロジェクト創出業務 公募型プロポーザル仕様書

1 業務名

令和5年度広島県海外スタートアップ等連携実証プロジェクト創出業務

2 業務期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 業務背景・目的

本県は、県内企業が有する優れた環境技術やサービスを生かした経済成長を目指して、平成 24 年に「ひろしま環境ビジネス推進協議会」(以下「協議会」という。)を設立し、アジアや欧州の行政機関や環境団体等と経済交流に取り組んできた。これまでの取組を通じて、排水処理、廃棄物処理、リサイクル等の環境技術をはじめ、数多くのグローバル需要があることを確認している。また、近年では、SDG s やカーボンニュートラル等の世界的な潮流を背景に、更なる市場の成長が見込まれている。

一方,海外展開に取り組む県内企業に目を向けると,国内とは異なる海外市場のニーズに応じた製品コストの低減や製品仕様の見直しなど様々な課題に直面しており,限られた経営資源の中で,サプライチェーンの変化に対応しながら国際的な競争力を維持・向上していくことは困難な状況にある。

そこで、本業務では、受注者が有するノウハウやネットワークを活用し、現地の社会課題の解決を目指す海外スタートアップや大学・研究機関等と海外展開に意欲的な県内企業の有する優れた技術やサービスをマッチングすることで、現地の課題解決に取り組む実証プロジェクトを設計し、県内企業の既存領域での事業拡大や新たな領域での事業創出に繋げることを目的とする。

4 本業務の目標

本業務の目標を次のとおり定める。目標達成について、本業務受注者はその責めを負わないが、将来を見据えた効果的なプログラムを実施すること。

	目標	件数
県内企業*1が海外スタートアップや大学,	研究機関等と連携して取り組む海外での具体的	3件
な実証プロジェクト*2の設計仕様書の数		3 1十

- ※1 原則として、広島県内に本店登記がある又は広島県内に主要拠点を有している等,広島県の経済 圏と密接に関わっている企業や今後積極的に関わる計画のある企業を言う。会社の規模、業歴は問わ ないが、営利活動であること。
- ※2 連携する県内企業と海外スタートアップ等の意向確認が取れており、業務終了後においても継続的に取り組む実効性の高いものであること。

県内企業の組織内で、ビジネス化を見据えた実証プロジェクトであるということについて、経営 層を含め理解が得られている状態であること。

対象とする分野は、環境省が環境産業と位置付ける分野(環境汚染防止、地球温暖化対策、廃棄物処理・資源有効利用、自然環境保全)に加え、供給する製品・サービスが、環境保護及び資源管

理に直接的または間接的に寄与し、持続可能な社会の実現に貢献する分野であること。

5 業務内容

以下の記載事項は最低限の要件を定めたものであり、記載事項に留意の上、本業務の目標の実現に向け、より効果的な業務となるよう提案すること。

(1) プログラムの運営

支援の対象となる企業(以下,支援対象企業という)が,海外スタートアップ等との連携を通じて,新たな海外でのビジネスの可能性を顕在化させ,事業化に向けた具体的な取組としての実証プロジェクトを設計するために必要なプログラムの企画・運営及び支援対象企業へのサポートを行うこと。なお,実証プロジェクトの設計に向けた具体的なプログラムの企画,運営方法,サポート手法,スケジュール, KPI等は,以下の記載事項に留意した上で,企画提案すること。

ア 支援対象企業の募集と選定

協議会の入会の有無に関わらず、幅広い産業分野から、県内企業が本プログラムに参加できるように効果的に周知・募集を行い、本業務における支援対象企業を選定すること。支援対象企業は、募集時点では協議会会員である必要は無いが、支援を行う時点で協議会に入会している企業とする。

なお、支援対象企業の募集に際しては、海外スタートアップ等との連携により、海外における事業展開のポテンシャルが高いと思われる企業を20社以上選定し、個別訪問を行うこと。

- イ 実証プロジェクトの創出にあたり、全ての支援対象企業に対して、それぞれ最低 1 社の海外スタートアップ等のマッチングを行い、海外における新たなビジネス展開の可能性を探索すること。
- ウ 支援対象企業と海外スタートアップ等との連携によるビジネス展開の可能性が高い案件については、メンター等によるハンズオンでの支援により、両社が連携して行うプロジェクトのブラッシュアップを行うこと。
- エ ブラッシュアップした内容を基に、支援対象企業と海外スタートアップ等が継続して取り組む 意向の確認が出来るレベルの設計仕様書を策定することとし、その具体的な内容については企画 提案すること。

仕様書の項目例:解決すべき現地課題,ビジネスモデル仮説の全体像,実証プロジェクトの目的, 実施体制,スケジュール,取組内容,資金計画

- オ 実証プロジェクトが実際に支援対象企業内で事業として検討されるように,支援対象企業の経 営者層に向け,随時情報提供等を行うこと。
- (2) 県内企業の海外進出や新規事業創出に対する意識醸成

協議会のウェブサイトでの情報発信やイベントの開催によって、本業務の概要、進捗状況や取組 等について広く情報発信し、県内企業の海外進出や新規事業創出に対する機運を高める工夫を行う こと。

ア 協議会ウェブサイトや SNS 等の活用による情報発信

本業務に関する新たなウェブページ(以下,新設ページという。)を作成し,本業務の概要や進 捗状況,各イベント等の活動を少なくとも四半期に1回情報発信を行うこと。新設ページは,協議 会のウェブサイトとリンクで接続し,随時情報更新を行うこと。なお,実施に当たっては以下の事 項に留意すること。

(ア) 新設サイトの作成に当たっては、既存ドメイン*3を使用し、その他の規格等については事前に協議会と協議し同意を得ておくこと。また、協議会が定めるコンセプトに従ってデザインを製作すること。

※3既存ドメイン(https://hiroshima-greenocean.jp/startups.html)

- (イ) イベント等の告知のほか、開催時の風景や参加者の声を盛り込む等、参加時のイメージや意欲 の高まる内容とすること。また、交流できる場として企業の認知度を高める工夫を行うこと。
- (ウ) 新設サイトの具体的な構成、更新頻度等は受託者が企画提案すること。
- (エ) 新設サイト内で製作した全てのコンテンツは、本業務終了後も協議会が公開できるものとする。 また、全て協議会のウェブサイト内に移行するものとし、フォルダ構成含め県と協議を行うこと。

イ イベントの開催

県内企業を対象として、海外のスタートアップ等との連携による新規事業創出事例や本事業の成果について周知し、海外での事業展開や新規事業創出に対する機運の醸成を目的とするイベントの開催を1回以上行うこと。

(参考URL)

 ひろしま環境ビジネス推進協議会について https://hiroshima-greenocean.jp/

(3) その他付帯業務

- ア 前月の活動報告,翌月以降の活動計画について,翌月月初5稼働日以内に県へ報告(様式任意) するとともに,定期的に県との打合せ(1回以上/月)を主宰して活動内容を共有すること。
- イ 支援対象企業と海外スタートアップ等が参加する打合せに際しては、打合せ時の通訳、協議事項 の整理等、必要に応じて支援対象企業をサポートすること。

6 業務の成果品

受注者は、業務が完了したしたときは、その完了から起算して速やかに、本業務の業務報告書と実証

プロジェクトの設計仕様書(3件以上)を県に提出すること。

なお、業務報告書の内容は、次のようなものを想定しているが、受注後に県と協議して決定する。

- ・業務の結果概要(業務の実施日時、場所、参加者、打合せ結果、プロセスKPIに係る実績等)
- ・本業務の成果に繋がったポイント(海外スタートアップ等との連携プロセスにおける工夫等)
- ・今後、支援対象企業が実証プロジェクトを実施していくうえでの課題と提言
- ・本業務全体を通じた受注者としての課題認識と来年度以降の業務に対する県への提言
- ・その他、県が指定するもの等

7 成果品の納入場所と帰属

成果品の納入場所は、広島県商工労働局 イノベーション推進チーム 環境関連産業海外展開グループ (広島市中区基町 10 番 52 号) とする。また、本業務による成果品の著作権は県に帰属する。

8 委託料の支払い

(1) 額の確定

ア 県は、実績報告書の提出を受けたときは、速やかに委託業務の成果が契約内容に適合するものであるか審査し、適合すると認めたときは当該年度の委託料の額を確定し、受注者に通知する。

イ 受注者は、委託料の確定額の通知を受けたときは、速やかに請求書を県に提出すること。

9 留意事項

- (1) 受注者は、業務遂行の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、委託業務終了後においても同様とする。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。
- (3) この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義の生じた事項については、県と受注者が協議して定めるものとする。